Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年7月4日大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、ニチレキ株式会社(法人番号 7010001008737)及び東亜道路工業株式会社(法人番号 7010401020201)に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 鶴岡 清史 契約第二係長 井上 泰行

TEL 03-5253-8111 (内線23154·23155)

TEL 03-5253-8231 (夜間直通)

FAX 0.3 - 5.2.5.3 - 1.5.4.1

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
ニチレキ株式会社	7010001008737	東京都千代田区九段北四丁目3番29号
東亜道路工業株式会社	7010401020201	東京都港区六本木七丁目3番7号

2 指名停止措置期間

令和元年7月4日~令和元年8月3日(1ヵ月)

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事、業務及び物品役務等

4 事実概要

上記事業者2者は舗装用改質アスファルトの販売をめぐり、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独 占禁止法違反行為)に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領> 別表第2第5号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
5 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8	当該認定をした日から2カ月以
条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当で	上9カ月以内
あると認められるとき(次号及び第 12 号に掲げる場合を除	
<.).	